

岸和田市立岸城中学校「学校いじめ防止基本方針」〔概要〕

1 いじめ防止に関する本校の考え方

（基本理念）

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。

本校では、「知・徳・体、調和のとれた人間の育成 ～一人ひとりが輝く学校づくり～」を教育目標としている。学校教育計画の中には、「いじめ・不登校ゼロを目指す」ことを位置づけ、生徒のサインを見のがさない対応や和やかな学級づくりに取り組んでいる。すべての生徒がいじめを行わず、また他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、さらに、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

（いじめの定義）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等、当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止のための組織）

名 称 「いじめ対策委員会」

構成員 校長、教頭、首席、指導教諭、生徒指導担当者、各学年主任、養護教諭、
こども支援コーディネーター、生徒会担当者、人権教育担当者、スクールカウンセラー、
必要に応じて外部専門家

2 いじめ防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、道徳、学級の時間等を利用し、「いじめ防止キャンペーン」等を実施する。

3 早期発見

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を学期ごとに1回以上実施するとともに、その他の必要な措置を講ずる。
- ・いじめ調査実施後、必要に応じ、担任との面談を実施する。
- ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

4 いじめに対する迅速な対応

- ・ いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わる。
- ・ 教職員は、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（いじめ対策委員会）と情報を共有する。
- ・ 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が市教委に報告し、相談する。
- ・ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。
- ・ いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。また、迅速にいじめた生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
- ・ いじめが認知された際、被害・加害の生徒たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。

5 重大事態への対応

市教委に重大事態の発生を報告（※市教委から市長等に報告）

- ①生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑い（児童生徒が自殺を企図した場合等）。
 - ②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い。
- ※生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

→市・市教委が重大事態の調査の主体を判断

学校を調査主体とした場合

市・市教委の指導・支援のもと、対応に当たる。

市・市教委が調査主体となる場合

市・市教委の指示のもと、資料の提出など、調査に協力。

【別添資料】

- 1 いじめ事象生起時の対応について（市教委）
- 2 ネット上のトラブルへの対応（市教委）
- 3 問題行動への対応チャート（府教委）